

## 関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談  
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8seki jima@yahoo.co.jp



2008年10月号

### 10月から発足する「協会けんぽ」で何が変わる？

#### ◆「政管健保」から「協会けんぽ」へ

現在、主に中小企業の従業員やその家族など約1,990万人が加入している「政府管掌健康保険」は国によって運営されていますが、今年（2008年）の10月1日からは、国から独立した新たな健康保険として発足する「全国健康保険協会」（通称：協会けんぽ）が運営を引き継ぐことになっています。

協会けんぽは、「非公務員型」の法人として新設される機関であり、そこで働く職員は公務員ではなく民間の職員となります。理事長や各都道府県における支部長なども民間から登用されるそうです。

#### ◆新たな保険証への切替え

政府管掌健康保険に加入していた人は、10月1日以降、順次、新たな被保険者証（保険証）に切り替えられます。保険証の切替手続は会社を通じて行われます。10月以降に新たに協会けんぽに加入する人や保険証の再交付の手続きをした人には、新たな保険証が発行されます。

なお、保険証の切替えが完了するまでの間は、従来の保険証も引き続き医療機関等で使用することができます。

#### ◆保険料は都道府県ごとに設定

健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率（8.2%）が適用されます。しかし、協会けんぽの設立後1年以内に、都道府県ごとに、地域の医療費が反映された保険料率が設定されることとなっています。

なお、政管健保は高齢者医療への拠出金や医療給付費などの増加による影響から2007年には赤字に転落しており、厚生労働省は、0.1～0.3%程度の引上げが必要との試算結果を発表しています。

#### ◆給付内容等は変更なし

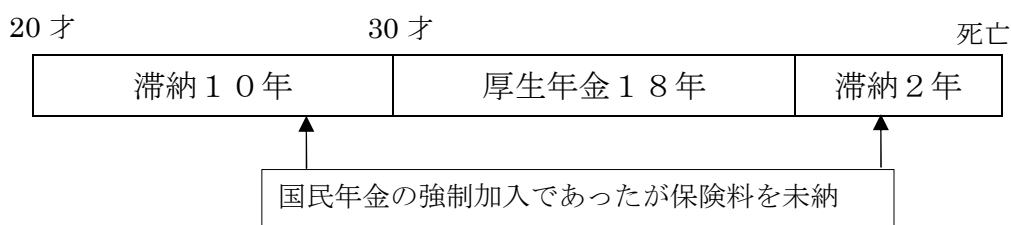
医療機関で受診する場合の自己負担割合や高額療養費の負担限度額、傷病手当金などの給付の金額や要件などは、これまでと変わりありません。

# こんなときに遺族厚生年金が支給される

## ◆遺族厚生年金が支給される時

- ① 現職のサラリーマンの死亡（在職中の死亡）
- ② 初診日が厚生年金加入中にある人の病気退職後の死亡（初診日から5年以内）
- ③ 障害（厚生）年金受給者の死亡（1級・2級の障害年金に該当する場合）
- ④ 老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金を受給中の人の死亡
- ⑤ 老齢厚生年金を受給できる加入年数がある人の老齢厚生年金を受給する前の死亡

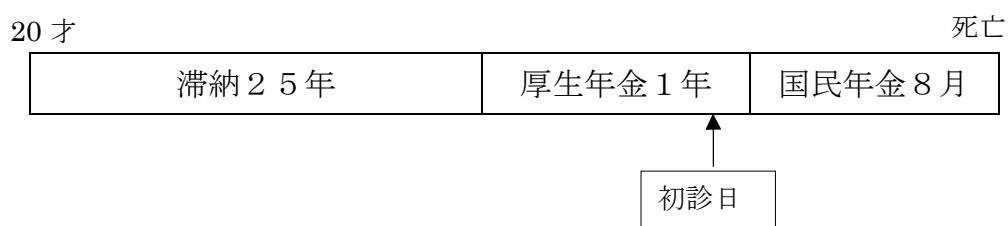
## ◆保険料滞納期間が長いと遺族厚生年金は不支給になる



### 遺族厚生年金が支給されない理由

遺族年金を受給するためには原則として保険料納付済期間が3分の2以上あることが必要です。この人の場合、保険料納付済期間（18年）が全期間（30年）の3分の2以上ないためです。

## ◆死亡前1年間、保険料を納めておれば支給要件を満たす



### 遺族厚生年金が支給される理由

保険料納付済期間が全期間の3分の2以上なくても、死亡月の前々月までの1年間、保険料を納めていると支給要件を満たします。この1年間は、保険料免除期間であってもよいのです。万一のときに備えて少なくとも国民年金に加入しておくことは重要です。障害年金においても同様のことが言えます。

# 義務化された「外国人雇用届出」 怠ると30万円以下の罰金

## ◆10月1日までに届出が必要

昨年10月1日に改正雇用対策法が施行され、すべての事業主に「外国人雇用状況の届出」が義務化されました。

具体的には、**外国人労働者**（特別永住者および在留資格が「外交」「公用」の者を除く）の雇入れ、または離職の際に、**当該外国人労働者の氏名・在留資格・在留期間等について確認し、厚生労働大臣（実際にはハローワーク）へ届け出ることが必要となりました。これは、アルバイトなど臨時に雇用する場合の届出についても同様です。**

上記の届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合には、罰金（30万円以下）が科せられますが、改正法の施行前から継続雇用していた外国人労働者の届出については、今年の10月1日まで猶予されていました。もう届出はお済みでしょうか？

## ◆外国人労働者数は約34万人

厚生労働省は、改正雇用対策法の施行を受けて外国人の雇用状況を集計し、先日その結果を公表しました。今年6月末時点における外国人労働者数（特別永住者を除く）は33万8,813人でした。

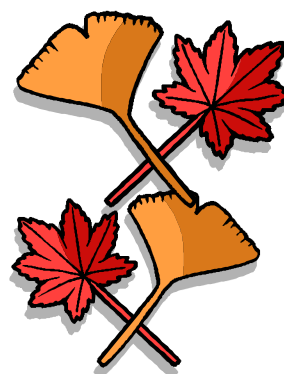
なお、前回調査時（2006年6月）は約

22万人3,000人で、2年で約11万5,000人増加した計算になりますが、前回調査時までは企業の任意による報告に基づいていたため、この数だけ増加したとは一概にはいえません。

## ◆今後も増加が予想される外国人労働者

今年7月、自民党の「外国人労働者問題プロジェクトチーム」は、原則としてすべての業種において外国人労働者を受け入れることなどを盛り込んだ「外国人労働者短期就労制度」の創設を提言する方針を固めたと発表しました。

また、大学などを卒業して日本国内で就職した外国人留学生の数は2007年に過去最高の1万262人（前年比24%増）となったというデータもあり、今後も外国人労働者は増加していくものと予想されます。



**●厚生労働省が違法派遣防止で通達発出へ**

厚生労働省は、製造業において派遣労働者を3年間の期限を超えて働かせる違法行為を規制するため、全国の労働局に通達を出す方針を明らかにした。製造業が、派遣契約終了後にいったん契約社員などに変更してから再度派遣社員として雇用する行為を防止するのが目的。(9月26日)

**●後期高齢者医療「1年以内に改善案」検討**

舛添厚生労働相直属の「高齢者医療制度に関する検討会」が初会合を開き、制度改善案を今後1年以内にまとめる方針を示した。厚労相は、(1)年齢による一律区分をやめる、(2)年金からの保険料天引きを強制しない、(3)世代間の反目を助長しない、との3原則を示している。(9月26日)

**●登録型派遣の規制は見送り 派遣法改正案**

厚生労働省の労働政策審議会は、労働者派遣法改正案の骨格となる意見書を舛添厚生労働大臣に提出。日雇い派遣の原則禁止(専門的な18業務は例外)や専ら派遣の規制などが柱で、派遣労働者の7割を占める「登録型派遣」に対する規制は盛り込まれなかった。(9月25日)

**●第三者委員会による年金支給認定1万件突破**

総務省の「年金記録確認第三者委員会」が年金支給を認定した件数が1万296件(9月18日現在)となったことが明らかになった。一方、申立てを却下した件数は1万3,983件と認定件数を約4割上回っている。(9月22日)

**●民間企業会社員の給与が10年ぶりに増加**

民間企業に勤務する人が2007年に受け取った平均給与は437万2,000円(前年比0.5%増)となり、1997年以来10年ぶりに増加したことが国税庁の「民間給与実態統計調査」によりわかった。業種別では金融・保険業(691万円)、情報通信業(630万円)が上位を占めた。(9月20日)

**●厚生年金記録改ざんの疑い6万9,000件**

舛添厚生労働相は、厚生年金の標準報酬月額記録改ざん問題で、改ざんされた可能性の高い記録が6万9,000件あると表明した。社会保険庁による改ざんへの組織的関与の疑いが高まっている。(9月18日)

**●最低賃金平均16円増で700円台に**

厚生労働省は、今年度の都道府県別の最低賃金(時給)について答申結果をまとめ、引上げ額の全国平均が昨年度を2円上回る16円で、最低賃金は平均703円と初めて700円を超えたことがわかった。(9月13日)

**●出産一時金3万円増で38万円に**

厚生労働省は、「産科医療補償制度」導入に合わせ、公的医療保険加入者に支給する出産一時金を現在の35万円から38万円に引き上げる方針を固めた。また、同制度では、医療機関が民間保険に加入して出産1回当たり3万円の保険料を負担すれば、出産時の医療事故で重い脳性まひとなった子の家族に補償金計3,000万円が支給される。(9月13日)